

岐阜県公報

第二千八百六十八号
平成二十九年七月二十八日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 四七八
岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則 (同) 四七八

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 (交通規制課) 四七八

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定 (環境管理課) 四七九

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定 (同) 四七九

有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 四七九

クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課) 四八〇

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定 (同) 四八〇

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務の委託 (子ども家庭課) 四八一

道路の区域変更 (道路維持課) 四八一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 四八一

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (農地整備課) 四八二

公共測量の実施 (用地課) 四八三

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
土地改良区役員の退任及び就任
落札者等に関する公示

雑報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(技術検査課) 四八三
(可茂農林事務所) 四八四
(会計課) 四八五

(市町村課) 四八六

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十九年七月二十八日

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二十二号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表岐阜県立岐阜高等学校の部及び岐阜県立多治見高等学校の部中

科	
を	
全日制の課程	普通科
単位制による	普通科
全日制の課程	

に改め、同表岐阜県立岐阜工業高等学

全日制の課程	普通
--------	----

校の部全日制の課程の軟工業に関する学科の項中「機械科」を「航空機械工学科、機械科、電気工学科」に改め、「電気科」の下に「電子工学科」を、「電子科」の下に「電子機械工学科」を、「デザイン工学科」の下に「設備システム工学科」を、「建設工学科」の下に「化学技術工学科」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二十四号

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和四十八年岐阜県教育委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「だし」を「山車」に改め、同条第八号中「又は人の移動の用に供するロボットの」を「人の移動の用に供するロボットのの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第百九十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」といふ。）を指定する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 要措置区域

恵那市長島町永田字羽白四四三番四及び一九の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置
盛土

岐阜県告示第百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」といふ。）を指定する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 形質変更時要届出区域

恵那市長島町永田字羽白四四〇番三、四四一番一並びに四四三番二、四及び一九
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

岐阜県告示第百九十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	オレとアインツの集金旅行		オーピー映画
	大阪真風俗 あんなん、こんなん！		新日本映画
	湯けむり おっぱい注意報		オーピー映画
	ドクター短 尻にかけて		新日本映画
	ピンク・ゾーン 地球に落ちてきた裸女		オーピー映画
	下半身警備 あの名器を守れ		新東宝映画
	妻たちの妻 不倫痴態		オーピー映画
	ほくろの女は夜濡れる		オーピー映画

2 指定年月日

平成29年7月28日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百九十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類
クリーニング師が出席して受講する研修
- 三 研修の科目及び時間数
 - 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
 - 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間（継続受講者は、四十分）
 - 3 洗濯物の処理 一時間（継続受講者は、四十分）
 - 4 繊維及び繊維製品 一時間（継続受講者は、四十分）
- 四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地
 - 1 平成二十九年十月二十七日（金）
飛騨総合庁舎 中会議室
高山市上岡本町七丁目四六八
 - 2 平成二十九年十一月二十四日（金）
東濃西部総合庁舎 大会議室
多治見市上野町五丁目六八 一
 - 3 平成二十九年十二月三日（日）
OKBふれあい会館 三〇二会議室
岐阜市藪田南五丁目一四 五三
- 五 研修受講料
五千円

岐阜県告示第四百号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続及び受付期間
 - 1 受講申込手続
受付方法 郵送又はファクシミリ
申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階
公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局
ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇一一
- 2 受付期間
受付開始年月日 平成三十年一月十日（水）
受付締切年月日 平成三十年一月三十一日（水）
レポート提出締切年月日 平成三十年二月二十八日（水）
- 四 講習科目及びレポート課題
 - 1 衛生法規及び公衆衛生
 - 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
 - 3 洗濯物の処理
 - 4 繊維及び繊維製品
- 五 受講対象者
岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者
- 六 講習受講料
四千五百円

岐阜県告示第四百一十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 受託者の所在地及び名称

東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル

弁護士法人一番町総合法律事務所

二 委託した事務の範囲

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金の借受人に係る滞納金の収納事務

三 委託期間

平成二十九年五月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

岐阜県告示第四百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年七月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
二百五十六号			郡上市八幡町那比字戸谷平六四九番八地先から	前	三・七	一・六五	

同市同町同字同	後	三・七	一・六五
六四九番六地先まで		三・七	一・六五

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十九年七月十四日
- 二 届出者の氏名又は名称
ミニストップ株式会社
株式会社ユタカファーマシー
- 三 建物の名称及び所在地
旭ヶ丘十丁目物販店舗
多治見市旭ヶ丘十丁目六 二三
- 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）ドラッグユタカ旭ヶ丘店

(変更後) 旭ヶ丘十丁目物販店舗
 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の所在地及び代表者の氏名

ミニストップ株式会社

(変更前) 東京都千代田区神田錦町一番地一

代表取締役 横尾 博

(変更後) 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番一号

代表取締役 藤本 明裕

株式会社ユタカファーマシー

(変更前) 代表取締役 羽田 洋行

(変更後) 代表取締役 高柳 昌幸

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年七月十四日

二 届出者の氏名又は名称

ミニストップ株式会社

株式会社ユタカファーマシー

三 建物の名称及び所在地

旭ヶ丘十丁目物販店舗
 多治見市旭ヶ丘十丁目六 一三三
 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 二十四時間

一部午前八時三〇分～午後十時三〇分

(変更後) 二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二力所

(変更後) 五力所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 午前八時三〇分～午後十時三〇分

(変更後) 荷さばき施設 午前七時～午後十時

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を下呂市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
益田北東部地区	下 呂 市 役 所	平成二九・ 八七・二二 八

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を下呂市長と協議したいので、同条第六

項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下呂東南部地区	下 呂 市 役 所	平成二九・ 八七・二八

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年七月十三日から

同 年十二月十八日まで

四 作業地域

本巢市、揖斐川町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業期間

平成二十九年七月七日から

平成三十年三月二十六日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、関市、美濃市、山県市、瑞穂市、本巢市、海津市、養老町、神戸町、輪之内町、大野町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十九年四月十九日	株式会社 藤幸組	代表取締役 近藤 幸男	安八郡輪之内町下大樽新田六九八番地の一	般二十四 二二六三九	造園工事業

平成二十 九年五月 二十六日	株式会社 稲富物産	代表取締役 齊藤孝司	揖斐郡大野町 大字古川二五 七番地の八	般二十七 一〇九三五	土木及びとび・土 工工事業
平成二十 九年五月 二十六日	株式会社 ヤマモト	代表取締役 山本敏彦	揖斐郡揖斐川 町三倉一三三 番地の一	特二十四 一九九七	電気工事業
平成二十 九年五月 十九日	匠工業	伊藤清海	高山市冬頭町 一五四〇番地 三	般二十四 八五〇二七 四	とび・土工事業
平成二十 九年四月 二十八日	名石苑	河合環	大垣市興福地 町三丁目八一 番地	般二十八 八一〇四	造園工事業
平成二十 九年五月 九日	ダイモ電 産	大平茂行	大垣市今宿二 丁目一九九番 地一	般二十五 二〇〇九九 一	電気工事業
平成二十 九年四月 二十四日	興盛電機 製作所	田島榮	養老郡養老町 高田九〇二番 地二	般二十四 二〇〇〇九 六	電気工事業
平成二十 九年五月 三十日	株式会社 藤吉設備	代表取締役 藤田重美	各務原市那加 西野町二〇八 番地	般二十六 一〇〇六三 一	土木、とび・土工 管、舗装及び水道 施設工事業
平成二十 九年五月 三十日	有限会社 工ム・十 ホーム	代表取締役 有田宗雄	瑞穂市犀川四 丁目五二番地 四	般二十七 一〇一五〇 〇	建築工事業
平成二十 九年六月 二日	河口建設	河口重治	岐阜市東嶺五 一六〇	般二十四 三〇五五	建築工事業

平成二十 九年六月 九日	水野建材	水野明	多治見市明和 町五丁目六二 番地の二	般二十七 一六九二	土木、とび・土工 石、舗装及び水道 施設工事業
平成二十 九年六月 九日	東洋工芸 株式会社	代表取締役 佐藤正	多治見市大畑 町五丁目四六 番地の二	般二十五 六〇〇四四 二	石及びタイル・れ んが・ブロック工 事業
平成二十 九年六月 十三日	左高電気 商会	左高一光	各務原市各務 山の前町四丁 目七八番地	般二十八 二二四二六	電気工事業
平成二十 九年六月 十六日	株式会社 天王設備 工業	代表取締役 浅野勝紀	羽島市小熊町 天王一丁目五 五番地	般二十四 一六三三九	消防施設工事業
平成二十 九年六月 二十日	株式会社 ヤマゼン グループ	代表取締役 西本智一	岐阜市六条南 三丁目二番 一三三号	般二十四 一〇〇二五 八	管及び内装仕上工 事業
平成二十 九年六月 二十日	北瀬工務 店	北瀬浩司	岐阜市則松三 丁目一八六番 地一	般二十五 一〇二二〇 三	土木工事業
平成二十 九年六月 二十日	東海建設	嶋正美	瑞穂市稲里二 〇五番地九	般二十六 一〇二七三 五	土木及び建築工事 業
平成二十 九年六月 二十一日	大藤総業	加藤将彦	揖斐郡揖斐川 町北方一九五 三三三	般二十五 三〇〇三二 三	とび・土工事業
平成二十 九年六月 二十二日	協業組合 高登建設	代表理事 中屋英明	飛騨市河合町 角川一九八番 地一	般二十四 八四九	管工事業

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土良区地名	年月日任	役名	氏名	住	所
川辺町木	平成 元・七・七	理事	佐藤光宏	加茂郡川辺町中川辺	七五番地一
曾川右岸		同	末長義徳	下麻生	二九二六番地一
用水土地		同	岩田誠二	上川辺	二三八番地五
改良区		同	平岡強兵	石神	九四四番地
		同	渡邊芳孝	中川辺	八九九番地一
		同	橋本貞男	西栃井	五九四番地一
		同	鈴木隆	下川辺	八九七番地二
		同	横田保彦	鹿塩	一四〇八番地
		同	山田利夫	下飯田	四九番地
		同	小森武	福島	四六三番地
		同	大脇治	比久見	二九番地一
		同	土谷弘幸	下吉田	一一九番地
		同	栗田昇	上川辺	二四〇二番地二
		同	安田昌次	鹿塩	一六二二番地
		同	小栗精作	比久見	二九七番地一

就任した役員

土良区地名	年月日任	役名	氏名	住	所
川辺町木	平成 元・七・八	理事	佐藤光宏	加茂郡川辺町中川辺	七五番地一
曾川右岸		同	中川丈夫	下麻生	四七二番地
用水土地		同			
改良区		同			

同	古川明	同	石神	九七九番地一
同	平岡強兵	同		九四四番地
同	山口登毅夫	加茂郡川辺町中川辺		一六一九番地
同	橋本貞男	同	西栃井	五九四番地一
同	福田繁利	同	下川辺	七四八番地三
同	井戸新次	同	鹿塩	一一三三番地
同	山田悟	同	下飯田	二九九番地
同	小森武	同	福島	四六三番地
同	加藤茂則	同	比久見	四五番地二
同	土谷弘幸	同	下吉田	一一九番地
同	小栗宗治	同	中川辺	一三四二番地
同	小栗精作	同	比久見	二九七番地一
同	馬場均	同	下吉田	六四五番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 車両メンテナンス業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年5月15日
- 4 落札者を決定した日 平成29年6月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区赤坂五丁目2番20号
SMFLキャピタル株式会社
代表取締役 黒田 淳
- 6 落札金額 64,812,636円

<p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係</p> <p>(2) 所在地 岐阜市鞍田南二丁目1番1号</p>	<p>雑 報</p>	<p>岐阜県市町村職員共済組合決算公告</p> <p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十八年度決算の要旨を公告する。</p> <p>平成二十九年七月二十八日</p> <p>岐阜県市町村職員共済組合 理事長 水 野 光 二</p>

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退 職 等 年 金	経 過 的 長 期	経過の長期預託金管理	
収 入	負担金	6,701,860	17,577,863	955,035	225,944	
	掛金・組合員保険料	6,734,303	11,122,968	955,024		
	施設収入・商品売上					
	組合員貸付金利息					
	連合会交付金					
	育児・介護休業手当金交付金	637,709				
	利息及び配当金	796				66,519
	償還差益					
	その他収入	131,561				
	他経理から繰入金					
	前年度繰越支払準備金	967,135				
計	15,173,364	28,700,831	1,910,059	225,944	66,519	
支 出	給付金	6,376,677				
	役職員給与					
	旅費・事務費					
	厚生費					
	商品仕入					
	飲食材料費					
	委託費					
	支払利息					66,519
	負担金・掛金・組合員保険料払込金		28,700,831	1,910,059	225,944	
	事務費負担金払込金					
	特定健康診査等費					
	前期高齢者納付金	3,403,716				
	後期高齢者支援金	2,479,729				
	老人保健拠出金	59				
	退職者給付拠出金	157,327				
	介護納付金	1,082,835				
	連合会払込金	172,263				
連合会拠出金	622,003					
その他支出	6,882					
他経理へ繰入金	44,696					
次年度繰越支払準備金	956,495					
計	15,302,682	28,700,831	1,910,059	225,944	66,519	
差引当期利益金又は当期損失金	△ 129,318				0	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	2,419,253	1,736,458	121,168	1,553	107,853
	固定資産					2,463,600
	資産合計	2,419,253	1,736,458	121,168	1,553	2,571,453
負 債	流動負債	22,873	1,736,458	121,168	1,553	
	固定負債	956,495				2,571,453
	負債合計	979,368	1,736,458	121,168	1,553	2,571,453
純 資 産	資本剰余金					
	利益剰余金	1,439,885				
	純資産合計	1,439,885				0
	負債・純資産合計	2,419,253	1,736,458	121,168	1,553	2,571,453

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
収 入	負担金	241,857	199,864			
	掛金		196,222			
	施設収入・商品売上			150,408		
	組員貸付金利息				104,815	
	連合会交付金	115,059			438	
	育児・介護休業手当金交付金					
	利息及び配当金	3,617	123	1,341	1,021,400	59
	償還差益				20,270	
	その他収入	9	14,088	10,220	43,160	
	他経理から繰入金	44,696		15,000		
	前年度繰越支払準備金					
	計	405,238	410,297	176,969	1,084,830	105,312
支 出	給付金					
	役員員給与	141,018	6,888	38,066	12,274	20,573
	旅費・事務費	25,213	1,724	986	2,731	2,659
	厚生費	134	374,657	40	13	20
	商品仕入			11,390		
	飲食材料費			27,958		
	委託費	8,864	604		72	36
	支払利息				989,776	66,518
	負担金・掛金・組員保険料払込金					
	事務費負担金払込金	107,617				
	特定健康診査等費		29,341			
	前期高齢者納付金					
	後期高齢者支援金					
	老人保健拠出金					
	退職者給付拠出金					
	介護納付金					
	連合会払込金					5,125
	連合会拠出金					
	その他支出	72,408	19,212	98,487	6,987	10,312
他経理へ繰入金		15,000				
次年度繰越支払準備金						
計	355,254	447,426	176,927	1,011,853	105,243	
差引当期利益金又は当期損失金	49,984	△ 37,129	42	72,977	69	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	499,599	340,196	174,324	2,387,725	119,077
	固定資産	22		229,769	67,125,342	3,612,956
	資産合計	499,621	340,196	404,093	69,513,067	3,732,033
負 債	流動負債	7,783	48,008	8,012	65,925,379	1,016
	固定負債	169,306	8,013	17,245	14,393	2,555,741
	負債合計	177,089	56,021	25,257	65,939,772	2,556,757
純 資 産	資本剰余金			342,983		
	利益剰余金	322,532	284,175	35,853	3,573,295	1,175,276
	純資産合計	322,532	284,175	378,836	3,573,295	1,175,276
	負債・純資産合計	499,621	340,196	404,093	69,513,067	3,732,033

平成二十九年七月二十八日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番号

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社